

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から5類感染症に移行されることに伴い、学校における対策も変わります。

主なポイントは次のとおりですので、引き続き、学校における感染症対策にご理解とご協力をいただきますようお願いします。

5月8日から出席停止等の取扱いが次のとおりとなります

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目			
感染者	症状あり	発症日	出席（発症日を0日目として5日間経過停止 かつ症状軽快 ^{*1} 後1日間経過）							解除	10日間が経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触は控えていただくことが推奨されています。					
	症状なし	検体採取日	出席（検体採取日を0日目として停止 5日間経過）													
感染が不安等 ^{*2}		学校に相談してください （地域の感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況等を踏まえて、出欠の取扱い等について判断します）														



Point



- *1 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 出席停止の期間については、以下の例を参考にしてください。
 - 例① 症状が3日に軽快した場合は、5日目まで出席停止（6日に登校）
 - 例② 症状が5日に軽快した場合は、6日目まで出席停止（7日に登校）
- 濃厚接触者やリストアップの取扱いはなくなりました。
- 基本的に、発熱やのどの痛み、咳などの普段と異なる症状がある場合の欠席は、出席停止になります。（ただし、例外的に出席停止になる場合があります。）
- 出席停止の期間を経て登校する際、学校に陰性証明を提出する必要はありません。
- *2 「感染が不安等」には、医療的ケアを必要としたり、基礎疾患などがあり、重症化するリスクが高く、主治医から登校すべきでないと言われている場合なども含まれます。

臨時休業の考え方

学校の設置者が、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に、学校医の助言等を踏まえて、臨時休業を行う範囲や条件を判断します。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ① 同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② その他、学校設置者が必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校閉鎖】

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合



学校における感染症対策

5月8日以降は、これまでの感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている「平時」に行う感染症対策と、「地域や学校において感染が流行しているとき」に行う感染症対策に分けて取り組みます。

平 時

□ 健康観察

発熱やのどの痛み、咳など、普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。



□ 換気

□ 手洗いなどの手指衛生

外から教室に入るときやトイレの後、給食の前後などに手を洗います。

□ 咳エチケット

咳やくしゃみをするときは、ティッシュ・ハンカチや袖の内側などを使って、口や鼻をおさえるようにします。

※学校教育活動においては、基本的に、マスクの着用は求めません。ただし、社会一般にマスク着用が推奨される場面では、着用を推奨します。

□ 清掃・消毒

感染症流行時

□ マスクの取扱い

教職員のマスク着用や、児童生徒に着用を促すことも考えられます。

□ 身体的距離の確保

換気を取り入れながら、可能な範囲で距離をとります。

□ 感染リスクが高い活動

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・触れ合わない程度の身体的距離の確保

【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ・対面形式となるグループワーク等
- ・一齊に大きな声で話す活動
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・グループで行う調理実習
- ・組み合ったり、接触したりする運動など

差別や偏見をせずに、認め合いましょう

誰でも感染する可能性があります。マスクを着用しなければならない事情や、着用したくてもできない事情がある人がいます。「感染した」「●●にうつされた」「マスクをしていないから」などと言ったりせず、認め合うことが大切です。